

舞鶴引揚記念館内営業店舗施設 出店募集要項

1. 趣旨

舞鶴引揚記念館の入館者サービス向上と施設の有効活用を図るため、次のとおり喫茶・売店等コーナーでの営業店舗(1店舗)の出店者を募集します。

2. 出店場所 舞鶴市字平 1584 番地 舞鶴引揚記念館内

3. 募集スケジュール

- (1) 募集期間 : 令和5年2月1日(水)～令和5年2月19日(日)
- (2) 施設見学 : 令和5年2月1日(水)～令和5年2月12日(日)
※施設見学につきましては、上記期間の午前9時から午後4時30分の間で、対応いたしますので、事前に舞鶴引揚記念館(電話:0773-68-0836)へお申し込みください。
- (3) 応募締切 : 令和5年2月19日(日)午後5時
- (4) 出店者決定 : 令和5年2月下旬(予定)
- (5) 出店準備期間 : 令和5年3月1日(水)～3月31日(金)(現使用団体と要調整)
- (6) 営業開始予定 : 令和5年4月1日(土)～

4. 応募資格

- (1) 応募の資格者は次の要件を満たしているもの。
 - (ア) 公共施設内に設置する営業店舗として、舞鶴引揚記念館のコンセプト及び趣旨を理解し、記念館の運営に全面的協力ができ、店舗運営に意欲的であるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める風俗営業等の事業を営むものは対象外とします。
 - (イ) 良質、かつ、優良なサービスを提供できる能力と実績を有するもの。
- (2) 次に該当するものの応募を制限する。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、舞鶴市を含む地方公共団体から入札の資格を取り消されているもの。
 - (イ) 役員等に破産者または禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。
 - (ウ) 会社更生法、または民事再生法等による手続を行っているもの。
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っているもの。
 - (オ) 市税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。

5. 営業店舗の概要等

- (1) 営業日及び営業時間
 - (ア) 営業日 : 原則として、舞鶴引揚記念館の開館日とします。(休館日は、毎週水曜日(※)及び12月29日から翌年1月1日)
※その日が国民の祝日に関する法律に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日
 - (イ) 営業時間 : 原則として、舞鶴引揚記念館の開館時間内(午前9時から午後5時まで)とします。
※従業員等の館外退店は、原則として午後5時15分までとします。
- (2) 営業内容等

営業内容については、基本的に出店者の提案を尊重しますが、最終的には市と協議（委託販売等）の上、決定することとします。

(3) 使用料等

使用料の支払いは、下記のとおりとします。支払日・支払方法については、市の指示に従うこととします。

(ア) 店舗使用料（下限額）

- ・ 年間 224,000 円以上とする。
- ・ 支払は、市からの請求書及び納付書により支払うものとし、年払とします。

(イ) 光熱水費

電気料及び水道料については、喫茶・売店コーナー用に設置している個別メーターにより、料金をそれぞれ算出し、市からの請求書及び納付書により支払うものとします。電気料は毎月、水道料は2カ月ごとの支払いとします。

(ウ) 維持管理費

舞鶴引揚記念館の維持管理に係る共用部分についての費用負担は使用料に含まれていますが、店舗使用料対象区域内の消耗品（電球等）及び清掃等については出店者の負担とします。

(4) 内装・備品・設備等

(ア) 既設の基本什器、備品、設備、厨房設備等の使用については無償とします。

（別添の舞鶴市備品リスト参照）

(イ) 無償提供を受けた上記基本什器、備品、設備等を破損、紛失等した場合は、出店者の負担で同品または同等品を弁償することとします。

ただし、経年劣化による破損や故障等が起こった場合、それに係る修繕等の経費については、市と協議するものとします。

(ウ) 店内内装については、現状貸出とします。ただし、店舗イメージの観点から内装を変更する必要がある場合は、提案事項を基に市と協議の上、決定します。また、内装を変更した場合には、店舗退去時に当初内装への復元について市と協議するものとします。なお、改装に要する経費は出店者の負担となります。

(5) その他の使用条件

(ア) 喫茶・売店コーナー等（営業店舗施設）の使用期間及び手続き

使用許可期間は、毎年度、行政財産使用許可申請書を市に提出し、使用許可を受ける必要がありますが、従業員の確保や設備投資など効率的な経営等を考慮し、別途、「喫茶・売店コーナーの運営許可に関する覚書」を締結し、5年間とします。

※ 舞鶴市公有財産管理規則第11条の3「行政財産の使用許可条件」に違反する行為等があると認めるときは、使用許可を取り消すことができること。この場合において、使用者に損害が生じても補償をしないこと等の規定に準じます。

(イ) 従業員体制・安全・衛生の管理

出店者は、サービス提供に必要な従業員体制を整えるとともに、日常的に安全・衛生に関わる対策を講じ、店舗運営に支障を来たすことのないよう十分に配慮してください。

(ウ) 舞鶴引揚記念館施設管理上の配慮

舞鶴引揚記念館施設内に設置されている営業店舗であることを考慮し、市関係者との連携に留意してください。また、騒音・におい等により施設管理運営に支障を来たすことのないよう留意して店舗運営を行ってください。

6. 施設の概要

(1) 名称・所在地 : 舞鶴引揚記念館 舞鶴市字平 1584 番地

(2) 施設の竣工 : 昭和 63 年 4 月

(3) 施設規模 : 延べ床面積 : 1352.56 m²

(4) 過去 5 カ年の来館者数等実績 (単位 ; 人)

月	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
4 月	6,894	6,735	348	1,674	3,363
5 月	13,772	15,106	308	148	6,244
6 月	9,884	8,722	1,833	1,365	4,436
7 月	5,821	6,087	2,849	3,188	3,260
8 月	8,705	7,548	6,427	3,610	5,361
9 月	8,669	7,191	4,440	8	4,142
10 月	12,067	11,412	5,619	5,401	6,425
11 月	12,874	10,972	6,538	5,995	6,457
12 月	3,826	3,405	1,931	2,623	3,072
1 月	2,430	2,627	587	956	
2 月	3,739	3,107	1,076	1,025	
3 月	5,671	2,494	2,686	2,975	
年間入館者数	94,352	85,406	34,642	28,968	42,760
1 日平均	268	243	110	111	162
開館日数	352 日	351 日	(※1) 314 日	(※2) 262 日	(※3) 264 日

※ 1 …37 日間 (4/18~5/24) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により休館

※ 2 …90 日間 (4/25~6/11・8/20~9/30) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により休館

※ 3 …令和 4 年 12 月末現在の数値

7. 営業店舗施設の概要

(1) 店舗施設面積 : 65 m²… 別図(舞鶴引揚記念館見取図)参照

(2) 収容可能人数 : 30 人程度

(3) 駐 車 場 等 : 営業店舗専用の来客用駐車場はありません。舞鶴引揚記念館駐車場を利用してください。

(4) 過去 5 カ年の売上額実績

①	年度	売上金額 (千円)	②	年度	売上金額 (千円)	計 (①+②) (千円)
	喫茶 飲食	H29		3,805	売店 (物販)	H29
H30		3,659	H30	10,687		14,346
R1		-	R1	-		-
R2		3,106	R2	913		4,019
R3		1,545	R3	128		1,673

※ 令和元年度の売上金額は、出店者からの提出がないため不明

※ 令和元年度までと令和 2 年度以降については、別の出店者となっている。

8. 応募申込

(1) 申込期間 : 次の期間内に所定の応募申込書類を提出した者を応募者とします。

・ 令和 5 年 2 月 1 日 (水) 午前 8 時 30 分から令和 5 年 2 月 19 日 (日) 午後 5 時まで。

(2) 提出場所 : 舞鶴引揚記念館

※ 応募申込書類は、直接ご持参・提出してください。

(3) 応募申込書類 : 次の書類を各 1 部ご提出ください。

- ① 応募申込書（別添様式）
- ② 企業経歴書（事業者の概要がわかるもの）
- ③ 法人にあつては決算報告書2期分、個人にあつては確定申告書2期分
- ④ 提案書・・・9.提案内容を参照
- ⑤ 登記事項証明書（法人の場合）
- ⑥ 法人税納税証明書及び消費税納税証明書（直近のもの）
- ⑦ 飲食に係る営業許可証（後日提出）
 - ※ 出店申込書（様式）は、舞鶴市ホームページ及び舞鶴引揚記念館ホームページ（URL: <http://m-hikiage-museum.jp>）よりダウンロードできます。
 - ※ 提出書類は、パンフレット類を除き、A4版で作成してください。
 - ※ 提出された書類は返却できませんので、ご了承ください。また、後日、提出書類について質問等を行う場合がありますので、必ず控えを準備してください。
 - ※ 応募に要する費用は、応募者の負担となります。

9. 提案内容

応募に当たっては、次の項目について提案を行い、提案書を作成してください。

- (1) 店舗運営上の基本方針
店舗を運営する上での基本的な方針を簡潔にまとめてお示してください。
- (2) 事業計画
 - (ア) 事業内容
喫茶については、メニュー、価格、サービス形態（フルサービス・セルフサービス等）などの具体的な営業内容及びその考え方をお示してください。
売店については、取扱品目等の具体的な営業内容及びその考え方をお示し下さい。
また、舞鶴引揚記念館の営業時間内で、店舗の営業時間を具体的に設定し、お示してください。
 - (イ) 店舗運営イメージ
店舗運営のイメージを図面、イメージ図等により、わかりやすくお示してください。
 - (ウ) 店舗宣伝等
PR、店舗宣伝等についての具体案及びその考え方をお示してください。
 - (エ) 従業員体制及び安全・衛生管理体制等
店舗運営に必要な従業員体制（配置・教育・訓練等）及び安全・衛生管理体制についての考え方をお示してください。また、出店準備の手順及び必要とする期間についての具体案をお示してください。
- (3) 店舗使用料
上記「5. 営業店舗の概要等 (3) 使用料等 (ア) 店舗使用料（下限額）」の項目で定める条件を満たす金額をお示してください。

10. 出店者の選定

- (1) 出店者は、市で設置する選定委員会の審査に基づき選定します。
- (2) 審査は、ご提出いただいた応募申込書や提案書等による書類審査と面接によるプレゼンテーションにより行います。
- (3) 選定委員会が必要と認める場合は、応募書類以外の書類等の提出を求めることがあります。
- (4) 審査の結果、出店者として選定すべき応募者がいないと判断した場合は、再募集する場合があります。

(5) 審査の結果については、すべての応募者に文書で通知するとともに、出店決定者を公表します。

1 1. 選定基準

出店者の選定は以下の基準に従い審査し、総合的な評価により決定します。

- (1) 応募者に関すること（事業実績・財務状況等）
- (2) 事業内容に関すること（喫茶部分、売店部分）
- (3) 舞鶴引揚記念館に合致した店舗運営イメージ
- (4) 安全かつ地域に根ざした継続的な経営
- (5) 施設の集客力を向上させるための施設内外での効果的な宣伝
- (6) 地域雇用の創出等による地域貢献

1 2. 留意事項

喫茶・売店の現従業員の継続雇用につきましては、現従業員の意志・希望を確認を行うなど、十分に配慮してください。

1 3. お問い合わせ先

〒625-0133 舞鶴市字平 1584

舞鶴市 産業振興部 観光まちづくり室 舞鶴引揚記念館（担当：奥本）

電話 0773-68-0836

FAX 0773-68-0370

メール①：hikiage@city.maizuru.lg.jp

メール②：maizuruhikiagekinenkan@nike.eonet.ne.jp